

中国のモバイルペイメントの状況と 中小企業向け貸し出しなどへの応用

2 0 2 0 年 6 月

N E D O 北 京 事 務 所

※ 本資料は、NEDO北京事務所の職員が中国のモバイルペイメントの参考として収集したものであり、当機構の意見を代表するものではない。

情報の利用に当たっては、適宜原典を参照されたい。

本資料の利用によって生ずるいかなる不利益も、当機構は責任を負わない。

（ 第三者モバイル決済とその影響力の拡大について ）

- 中国で現在普及するモバイルペイメントの最大の特徴は第三者決済サービスの形態をとっていること。
- 第三者決済サービスでは、決済の際の送金側と受け取り側の間の口座間のやりとりを第三者決済サービス事業者（アントファイナンスやテンセント）が行う。決済が第三者決済機関の中だけで完結するため、多数の決済に対応ができるほか、決済手数料が割安（0.1～0.2%）になるとされている。
- 第三者モバイル決済の年間の決済額は3000兆円に達するとされ、そのうちアリペイが53%、ウィチャットペイが39%のシェアをもつ。
- こうした第三者モバイル決済は、二次元バーコードを用いてレストランや小売店などのオフラインでの利用が進むが、二次元バーコードを使わないオンラインサービスでの利用も進む。近年中国で急速に普及するシェアリングサービス（シェア自転車、ネットタクシー、民泊）やフードデリバリー、オンライン教育などのサービスはほとんどこうしたモバイルペイメントを基盤の一つとして広がっている。
- 第三者モバイル決済が起点になりビジネスが進む一方で、第三者モバイル決済事業者（アントファイナンス、テンセント）のオンラインビジネスに対する影響も大きくなっている。また、オフラインのレストランなどでも、モバイルペイメントアプリを通じた注文作業やマーケティングデータ取得などにより第三者モバイル決済事業者の影響力は大きくなっている。

（ 第三者決済サービスに対する法規制の強化 ）

- 2016年から政府・中央銀行が第三者決済サービスの規制・監督を強化する法令を相次いで公布・施行。

○2017年8月 統一的決済機関「網聯」を通じた決済

- 統一的決済システム「網聯」を構築し、第三者決済機関と銀行の間の決済は「網聯」を通じて行う。
- 中央銀行傘下の「網聯」が、第三者決済機関と銀行の間の資金移動を把握し、資金移動を監視できる。

○2017年12月 バーコード支払業務規範（試行）公布

- セキュリティ状態（動的バーコードか等）に応じた取扱い限度額設定
- 第三者決済事業者による利用事業者（小売店・飲食店等）のリスク評価の実施
- 政府の整備するブラックリストの参照（ブラックリスト掲載事業者は第三者決済を使えない）

○2018年8月「中国人民銀行弁公庁の支払寄稿の顧客預金の全てを集中預託する関連事項に関する通知」

- 第三者決済事業者はユーザーが当該事業者に預けている資金の100%相当の額を中央銀行に預託する

(第三者モバイル決済の海外展開)

- アントファイナンスとテンセントは第三者モバイル決済での海外展開に積極的。
- 日本、欧米などの先進国向けには、中国人の旅行者が現地で購入する際に中国国内で利用していたアリペイ・ウィチャットペイ（人民元ベース）が現地で使えるサービスを拡大。
- アントファイナンスは、インド、バングラディッシュ、パキスタン、タイなどのアジア9か国地域の事業者に出資などを通じて提携し、モバイル決済のノウハウを提供して現地通貨決済に進出。インドのPaytmが5.7億人のユーザーを抱えることを代表に、9か国地域の現地通貨決済のユーザー7億人を抱える。これはアリペイのユーザー数10億人に迫りつつある。

アントファイナンスの提携する国外ペイメントサービス 9か国・地域

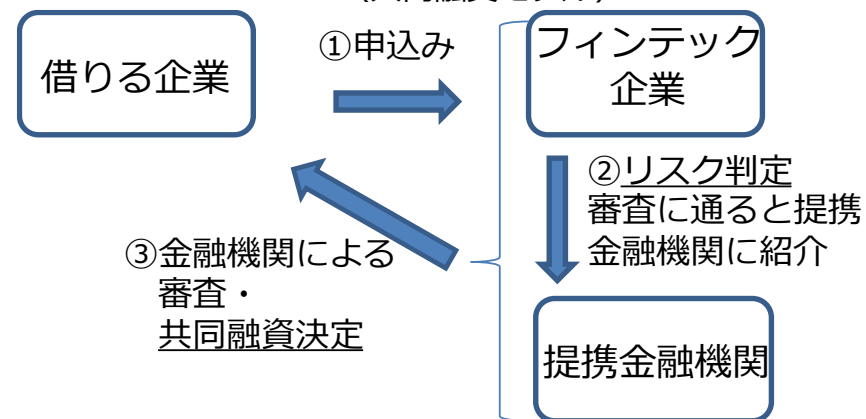


(ビッグデータを用いた中小零細企業・個人への融資)

- 中国のGDPの中で民営企業が占める割合は60%とされるが、銀行貸し出しに占める民営企業向けの割合は25%にとどまる（他は国営企業向け等）。このため民営企業向け貸し出しの増加による経済活性化が必要とされるが、大手商業銀行には民間企業向け融資審査のノウハウが乏しいことが現状。
- 一方、アントファイナンスは、第三者モバイル決済で蓄積しているユーザーの決済履歴などの多様なビッグデータを用いて、個人や零細企業への融資判断を行うシステムを開発。「貸出しの申し込み手続きに3分」、「審査は1秒」、「与信手続きにかかわるものは0人」の「310モデル」として広報。2018年末までに1277万企業に累計2兆元を貸出し、99%は期限内に返済されているとしている。3

- フィンテック企業は、ビッグデータの分析などをもとに高い与信判断能力をもつほか、独自に提供するペイメントサービスなどを窓口として多くの顧客と接するチャンネルを有している。こうした能力を活かして融資を受けようとする個人・中小企業の窓口となり、ビッグデータを使った与信審査を行い、提携金融機関に融資先候補として紹介する事業が広がっている。
- フィンテック企業は提携金融機関に融資先候補の紹介と与信判断材料を提供するが、フィンテック企業自身が融資の一部に参加するものと参加しないものがある。

フィンテック企業が融資も一部を行うモデル (共同融資モデル)



※ フィンテック企業の貸し出し割合は全貸出額の1~20%とされる。

- このモデルは2兆元程度の残高の中で、アントファイナンスが1兆円の残高を持ち、テンセントが2500億元、平安普惠3000~4000億元とされ、巨大フィンテック企業が中核を占めるとされる。
- アントファイナンスは400社の金融機関と提携している。提携金融機関にも多くのメリットがあるが、一方で、以下のような議論がある。

- ① 中央銀行が禁止する与信判断業務の外部委託にあたるのではないか。
- ② 金融機関のコア業務である与信判断がブラックボックスになっているのではないか

(信用情報収集機関「百行征信」の設立)

- 特定のフィンテック企業以外の金融機関も与信判断の際に利用できるビッグデータを収集する取り組みが始まっている。2018年3月に、個人の信用信息を収集する民用金融機関8社（アントファイナンスやテンセント征信等）と中央銀行傘下の「中国インターネット金融協会」は、「百行征信」を設立。様々な金融機関などから多様な信用信息を収集し、金融機関に与信判断のために提供するとしている。
- すでに多くの金融機関（PtoP金融、少額ローン、自動車ローン等）から信用信息を収集しているとしているが、2019年11月の時点では、アントファイナンスやテンセントは第三者モバイル決済の決済データの提供を行っていないと報道されている。

第三者モバイル決済は年間決済額3000兆円レベルに

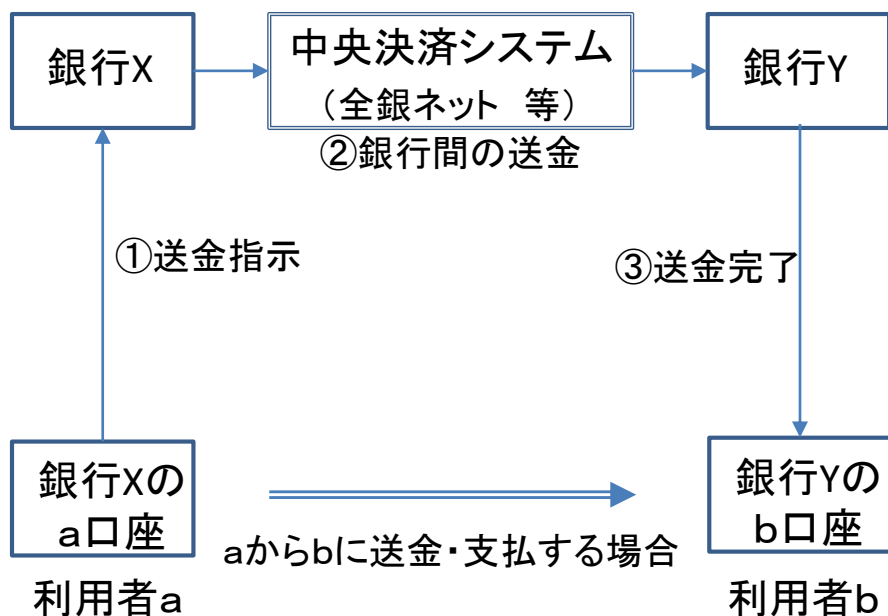
第三者モバイル決済の利用状況

第三者決済サービスの仕組み

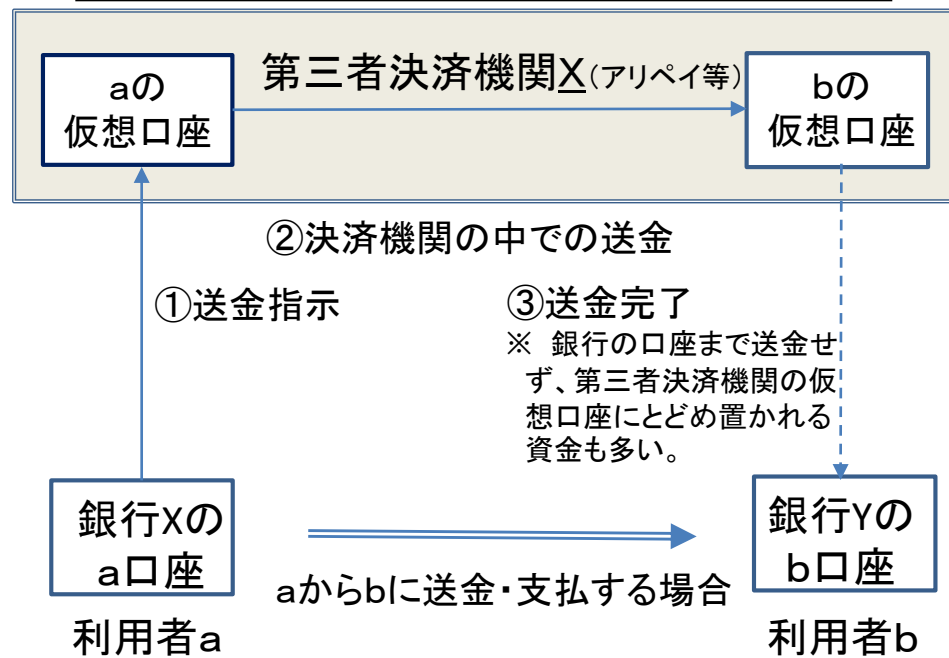
中国で現在普及するモバイルペイメントの最大の特徴は第三者決済サービスの形態をとっていること。一般的な銀行間の決済手続きでは、送金側の銀行口座のある銀行から、受け取り側の銀行口座のある銀行に資金を移動する際に、銀行間の資金の決済機構（日本では「全銀ネット」）を経由する。一方、第三者決済サービスでは、こうした送金側と受け取り側の間での決済を支付宝（アリペイ）や財付通（ウイチャットペイ）が行う。決済が第三者決済機関の中だけで完結するため、多数の決済に対応ができるほか、決済手数料が割安※になるとされている。

※ 第三者決済機関の口座間の決済は無料で第三者決済機関の口座から銀行の口座に資金を移動するときに0.1~0.2%の手数料がかかる

一般的な決済方法（銀行間振込）



第三者決済システム（アリペイ、ウェイシンペイ等）



* 実際には、ユーザーが第三者決済機関の仮想口座にあらかじめ入金しているお金を使って、第三者決済機関内の仮想口座間だけで資金のやり取りをすることもある。このため支払い・送金に銀行が全く関係せず、第三者決済機関の中だけで完結することもある。

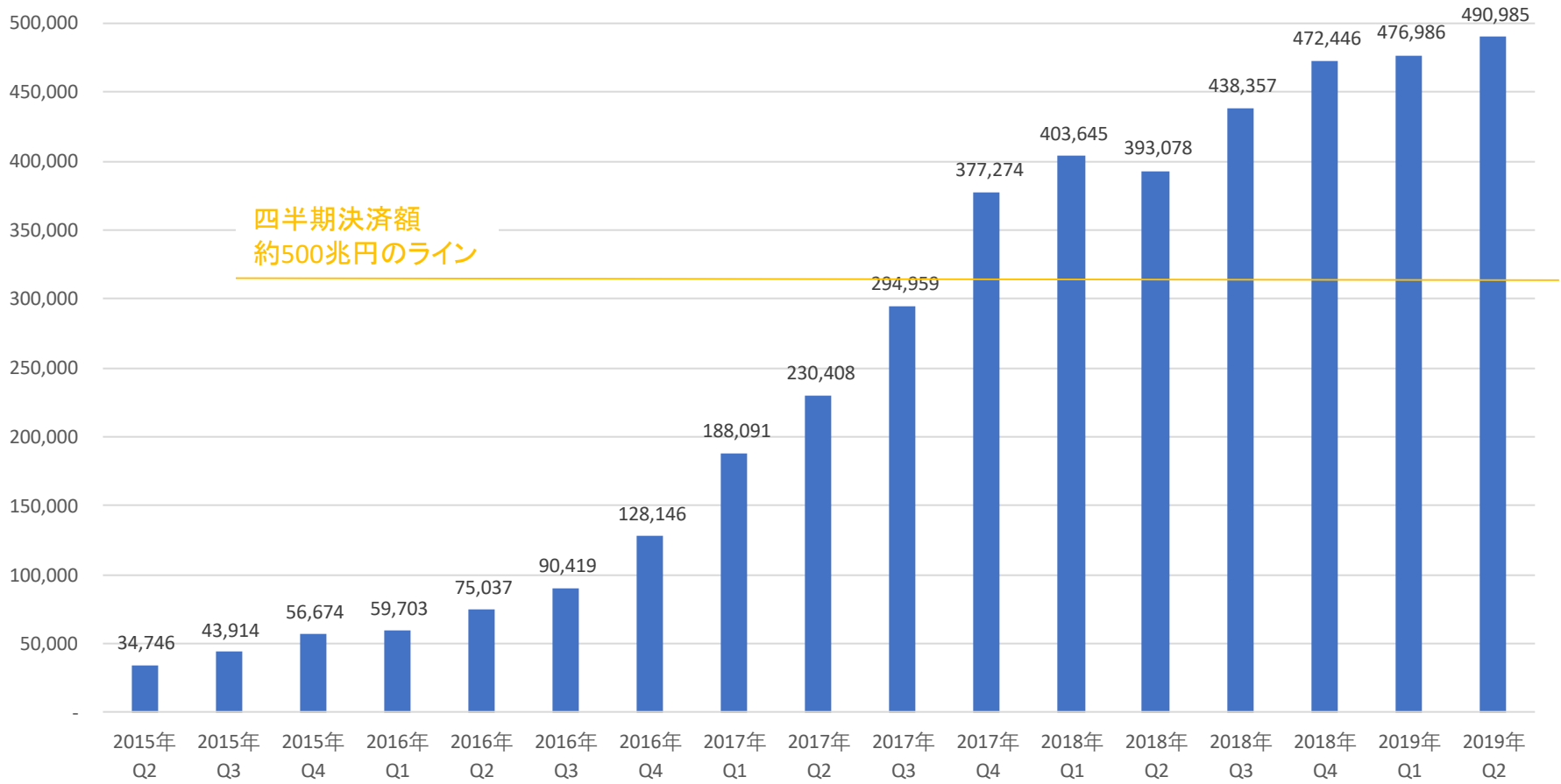
第三者モバイル決済サービスの市場



第三者モバイル決済市場は、近年急速に増加し、1年で1.5倍の規模になっている。
直近では、年間の決済規模が3,000兆円に達している。

第三者モバイル決済の決済規模推移（4半期ベース）

（ 億元 ）



	2015年 Q2	2015年 Q3	2015年 Q4	2016年 Q1	2016年 Q2	2016年 Q3	2016年 Q4	2017年 Q1	2017年 Q2	2017年 Q3	2017年 Q4	2018年 Q1	2018年 Q2	2018年 Q3	2018年 Q4	2019年 Q1	2019年 Q2
四半期決済額（億元）	34,746	43,914	56,674	59,703	75,037	90,419	128,146	188,091	230,408	294,959	377,274	403,645	393,078	438,357	472,446	476,986	490,985
四半期決済額（兆円）	56	70	91	96	120	145	205	301	369	472	604	646	629	701	756	763	786

資料：Analysys易観「中国第三方移動支付市場季度観測報告
1元=16円で計算

直近4・四半期の決済額合計は3000兆円



支付宝：アリペイ

～アリババ系のアントファイナンス～

- 2005年 : アリババが、ネット通販事業タオバオの一環として、通販購買者から一時代金をあずかり、商品到着後に販売者に代金を振り込むサービスを開始（エスクローサービス）。
- 2011年 : バーコード決済の提供を開始。
- 2012年 : 2次元バーコード決済を開始。
- 2019年 : 登録者が10億人を超えたと報道される。

タオバオの巨大な顧客基盤などを活かして、急激に業務を拡大。近年は、アリペイに関連した融資・消費者ローンなどの金融関連サービスなどでも強みを発揮。



このアイコンはチャットアプリのWeChatのもの。ウェixinペイはWeChatの中に組み込まれている。

財付通：ウィチャットペイ

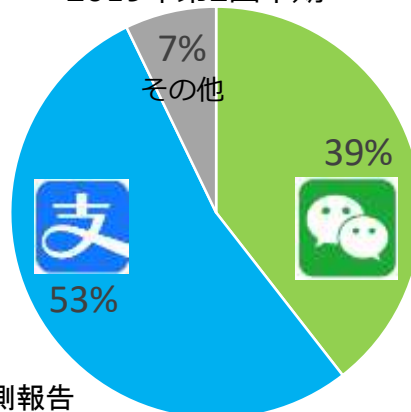
～テンセント系～

- 2013年 : チャットアプリ・ウィチャットに「ウィチャットペイ」の機能を追加。
- 2014年 : 旧正月に、ウィチャットペイをつかって紅宝（お年玉のようなもの）を送ることが大流行。

巨大なユーザー数を有するウィチャットの付属機能であり、ウィチャット上で連絡先が登録されていれば個人間の送金が可能。このため、個人間のお金の送付、日常の店舗の支払いなどで多く用いられている。

第3者モバイル決済のシェア

2019年第2四半期



モバイルペイメントの利用範囲広がり



中国のモバイルペイメントは、第三者決済システムを使うことが特徴だが、二次元バーコードは必ずしも用いない場合がある。オフラインでのサービスでは二次元バーコードを用い、オンラインのサービスでは二次元バーコードを用いない。

オンライン上のサービス 二次元バーコードを使わない

レストランや小売業 二次元バーコードを使う※

オンライン上で完結するサービス

- ・ 電子コンテンツの購入
（ネットテレビ、電子書籍等）
- ・ 電話代・光熱費等の支払い
- ・ 納税

オンラインとオフラインを組み合わせたサービス

- ・ ネット通販
- ・ ネット予約タクシー
- ・ フードデリバリー
- ・ シェアリング自転車、民泊等の各種シェアリングビジネス

チケット等の購入（ネット上で買う場合）

- ・ 鉄道・飛行機等のチケット購入
- ・ イベント、観光地等のチケット購入

各種小売店

- ・ スーパー、コンビニ等
- ・ 個人商店
- ・ 屋台
- ・ 学校の保護者バザー等

飲食店

ホテル

チケット購入（現地や駅等で買う場合）

- ・ 鉄道等のチケット購入
- ・ イベント、観光地等のチケット購入

オフラインサービスのモバイルペイメントには、「二次元バーコード」が必須となっているのではない。

2016年～2017年ごろは、自動販売機での決済に二次元バーコードに代わってスマートフォンと自販機の間で特殊な音声を取りする形式で決済する方法などが試されていた。ただし普及しなかった。

オンラインで使うモバイルペイメントの例

第三者モバイル決済は、オンライン上でのサービス提供のための決済に多く用いられている。具体的には、電子コンテンツ購入（ネットテレビや電子書籍等）、ネット通販など。先進国ではクレジットカードが占めるオンライン決済の地位を、中国では第三者モバイル決済が占めている。

第三者モバイル決済の普及率の高さや決済コストの低さから、ネット予約タクシー、シェア自転車やフードデリバリーなどのような、近年中国で急速に発展するB to Cの新規ビジネスの普及の要因の一つとなっていると考えられる。

特にシェアビジネスは、サービス提供者がサービスユーザーに直接会わないことが多く、また1回の利用料金も低額であることから、第三者モバイル決済は欠かせないものとなっている。

固定資産税の支払い

(北京市等の都市で税・罰金などの支払いができる)



アリペイ・アプリの「都市サービス」に関するページ

シェアリング自転車

(料金は携帯アプリを使ってネットで払う)



シェア自転車のモバイクは、支払いの際にモバイルペイメントのウィチャットペイとアリペイのみ受け付ける（2017年ごろ）。実際のシェア自転車の支払いは、100元単位で

オフラインで使うモバイル決済の例

小売店や飲食店、散髪などのサービスなどの利用の際には、二次元バーコードを介した第三者モバイル決済が盛んにおこなわれている。

モバイル決済のサービスを提供するための店舗側の初期費用は極めて低い。

店舗（コンビニ）での利用

(店舗の入り口にモバイル決済ができるマーク)



屋台での利用

(決済用のバーコードが必ず貼ってある)



どんな小さな屋台でも、決済用の2次元バーコードが添付されている。

自動販売機での利用



自販機も、商品選択後に二次元バーコードでの決済を促す画面が現れる。

二次元バーコードを利用した決済の方法

- 小売店や飲食店で決済する際の携帯電話アプリケーションとバーコードによる決済は、携帯電話の専用アプリケーションを使い、バーコードを使用して店舗などでの支払いを行うもの。
- 支払代金は、デビットカードと同様に、ひもづけられた銀行口座から直接引き落とされる。
- 決済の手順は大きく2種類、
 - ①顧客の携帯アプリのバーコードを店舗が読み取るもの
 - ②店舗のバーコードを顧客が携帯アプリで読み取るもの

①顧客の携帯のバーコードを店舗が読み取る場合

1 支払アプリにバーコードを表示



2 : 店舗のPOS端末に読み込ませる



3 : 支払完了/アプリに通知が来る



※ スマホ上のバーコードは毎回変更される動的バーコード

②店舗のバーコードを顧客が携帯で読み取る

1 : 店舗のバーコード



顧客が専用の携帯アプリで読み取る



2 : 支払額の入力画面が表示される



3 : 支払完了/アプリに通知が来る



* 小規模店舗や屋台などでは支払額は自動で表示されず、顧客(支払い側)が携帯アプリに支払額を入力する。

モバイルペイメントの使い方の応用 1

飲食店で、携帯バーコードを使った決済を利用して、省力化・システム化を図る事例がでている。テーブルごとに異なる2次元バーコードを用意しておき、会計や注文を自動化している。

- ① 会計時に各テーブル上の2次元バーコードをモバイルペイメントアプリで読み込むと、そのテーブルの注文の履歴が表示され、その場で会計ができるもの
- ② 客が入店時にテーブル上の2次元バーコードをよみこむと、客のスマートフォン上にメニューが表示され、そこで注文や支払いができるもの

1 : テーブル上のQRコードを読む

2 : 携帯上に注文履歴と金額が表示

3 : モバイルペイメントで支払い

「 食べ終わる 」



「 その場で会計 」

1 : テーブルごとのバーコードよむ

2 : 携帯上にメニューが表示され注文

3 : 支払をすると、その後料理が来る

「 来店 」



「 料理が来る 」

① テーブルごとの2次元バーコードで会計を自動化

② テーブルごとの2次元バーコードで注文も会計も自動化

モバイルペイメントの使い方の応用 2

中国で個人情報に関する制度が厳しくなるにつれ、モバイルペイメントを使うことに伴う個人情報の取り扱いについて確認されるケースが増えている。

飲食店などでモバイルペイメントを使って決済や注文をしようとする時、モバイルペイメントに登録された個人情報（名前、プロフィール写真、地域、性別）をお店側に提供してよいか許可を求められることがある。

料金支払いに付随して店舗利用者の情報が収集されるため、マーケティングのための情報収集が進む。一方で、モバイルペイメントのアプリケーション上に注文を表示する機能（前ページ）や支払いに際して顧客の属性情報を収集するなどの取り組みは、レストランなどのオフラインビジネス事業者の第三者モバイル決済事業者への依存を高める結果となる。

個人情報の提供についての確認画面

注文や支払いのためにコードを読む



（1）クレジットカードなどの既存決済手段の利用が少ない

（2）スマートフォン・4G携帯の利用者の多さ

- 中国では、4G携帯の利用台数は8億台を超え、多くの市民がスマートフォンを所持。

（3）既存の現金に対する不満 / にせ札の多さ、流通するお金の質の悪さ

- 現金にはにせ札が多い
- お札の質が悪い 比較的古いお札も流通しており、ヨレヨレになっているものが多い。このようなお札は、お店がお金として受け取ることを拒否する場合もある。

（4）お店側の事情 / 導入コストの低さ、決済手数料の低さ

- 導入コストの低さ クレジットカードのように支払いのために特別な機器を用意する必要がなく、導入コストが低い。最低限、銀行口座があれば、2次元バーコードを張り出すだけで利用が可能。
- 決済手数料が低い 大手のアリペイ、ウイチャットペイは決済手数料を長く無料に設定。2016年10月以降は0.1%（第三者決済機関の口座から銀行口座に送金する場合の2万円を超える部分）。
- 現金に比べて盗難の心配が少ない

（5）既存事業の顧客基盤を巧みに利用、ネット上のユーザーをリアル空間に誘導

- アリババは、ネット通販で4億人顧客を抱え、銀行口座にひもづいた顧客情報を管理。アリペイは、ネット通販の決済システムを実店舗でも使えるようにすることで、ネット上の顧客を誘導。
- テンセントは、SMSアプリ「WeChat」「QQ」で8億のユーザーを抱える。こうしたユーザーに対して、個人間の決済（割り勘や個人の間のお金の貸し借りに利用）や紅包（お年玉のようなもの）などの機能を追加し、モバイル決済のユーザーを拡大。

アント、テンセントは第三者モバイル決済を中心にエコシステムを拡大
第三者決済を起点にした事業の広がり

第三者モバイル決済の新規ビジネスへの貢献

モバイルペイメントは、消費者向けの新規業態やオンラインビジネスのほとんどで決済に採用されている。

消費者向けの新規業態やスタートアップにとって、顧客からの確実な代金回収は大きな課題の一つだが、①決済コストが安く、②導入費用が少なく、③普及率の高いモバイルペイメントは、中国で多様なBtoCサービスが生まれる基盤となっている。

一方で、モバイルペイメントがアントファイナンスとテンセントの2社にほぼ集約されているため、オンラインビジネスに対するこの2社の影響力は極めて大きくなっている。

第三者モバイル決済を利用する新規ビジネスの例

ほとんどのシェアサービス	シェア自転車（モバイク、ofo）、民泊（途家）
ネット出前注文サービス	メイタン、ウーラマ
ネット予約タクシー	ディディ
オンデマンドビデオ、個人放送	楽視、テンセント视频

シェア自転車で第三者モバイル決済を利用する事例

第三者モバイル決済を利用して、チャージを行う

- ① 道ばたに放置されているシェア自転車を見つける
- ② 専用のアプリで自転車の2次元バーコードを読む
→ ロックが自動で開く※
- ③ 自転車のロックをかける
→ アプリに料金が表示される
→ 使い終わった自転車は、歩道等に放置



自転車に乗る



ウィチャットペイを起点にしたサービス展開



ウィチャットのウォレットページには、ここから直接アクセスできる様々なサービスが並ぶ。

テンセントが直接運営するサービスや鉄道・光熱費など以外は、ほとんどテンセントが出資・提携するサービス。ここに並ぶジンドンやディディは、独立したアプリもあり、そこでもウィチャットペイを利用。

テンセントの「WeChat」のウォレットページ

テンセントの理財商品 光熱費など



ネットタクシー



ネット通販



映画チケット



不動産



ネット通販 (衣料品)



地域サービス

ネット出前、店舗口コミ等



猫眼電影は、映画評論、映画予約サービス。

ポータル争い ワンストップサービスのためのサービス種類の拡大

エコシステムの総合力を競う争いでは、提供するサービスの品ぞろえが重要。

アリババ、テンセントともに、自陣営の中に多様なサービスを取り込んで、アリペイやWeChatの上で提供している。

アリババ・テンセントが構築しているエコシステム / シェアリングサービス分野の例

アリババ アントファイナンス			テンセント		
タオバオ・天猫		ネット通販			ジンドン 唯品会
ディディ		タクシー配車		ディディ	
ハローバイク		シェア自転車		モバイク	2018年4月にモバイクは 美团に買収され、テンセントの 直接の出資先ではなくなった。
ウーラマ		ネット出前		美团点评	
来电		シェア バッテリー		小電科技	

小電科技は、2017年4月にテンセントから投資を受けた。
2018年3月にも他社から3.5億元(60億円)の投資を受けている。

ミニアプリによってさらに広がるエコシステム

アリペイもWeChatも、近年「ミニアプリ（小程序）」に力を入れる。

ミニアプリは、アリペイやWeChatのアプリの中で他社のサービスを含めた様々なサービス・ゲームなどを提供するもの。

アリペイのミニアプリ	12万種類	DAU2.3億人	※2019年1月29日の記事による
WeChatのミニアプリ	200サービス以上	ユーザー数6億人	※2019年3月21日テンセント決算記事による

これによってアリペイもWeChatも、自社のアプリの上で提供できるサービスをさらに拡大するとともに、自社の決済サービスのエコシステムを広げている。

WeChatのトップ画面を引下げる
ミニアプリが現れる



ミニアプリの例



「近くのストア」では近くにあるお店やクーポンを紹介



2017年以降、政府は第三者決済サービスの規制・監督を強化

第三者決済の法規制の強化

第三者決済サービスに関する監督強化の経緯とあらまし

2016年ごろから、中国政府・中央銀行は、第三者決済サービスに対する規制・監督を強化する法令を相次いで公布・施行している。

制度	影響
<p>○2017年8月</p> <ul style="list-style-type: none">・ 統一的決済システム「網聯」を構築し、第三者決済機関と銀行との間の決済は「網聯」を通じて行う。 (「網聯」への移行完了は2018年6月)	<ul style="list-style-type: none">・ 中央銀行傘下の「網聯」が、第三者決済機関(アリペイ、テンセントペイなど)と銀行の間の資金移動を把握することができる。
<p>○2017年12月 バーコード支払業務規範(試行)公布</p> <ul style="list-style-type: none">・ セキュリティ状態に応じた取扱い限度額設定・ 第三者決済利用事業者(小売店・飲食店等)のリスク評価の実施・ 政府の整備するブラックリストの参照(ブラックリスト掲載事業者は第三者決済を使えない) <p>※ 規範の施行は2018年4月</p>	<ul style="list-style-type: none">・ バーコード決済に関するセキュリティ基準を定めることによって、決済の安全性が向上する。・ バーコード決済利用事業者の身元確認などを行うことによる、マネーロンダリング対策となる。・ 一度・一日に利用できる決済額が限定され、利便性は低下する。
<p>○2018年8月 「中国人民銀行弁公庁の支払寄稿の顧客預金の全てを集中預託する関連事項に関する通知」</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 第三者決済のユーザーが第三者決済機関に預け入れている金額の100%に相当する額を、第三者決済機関は中央銀行に預託する。

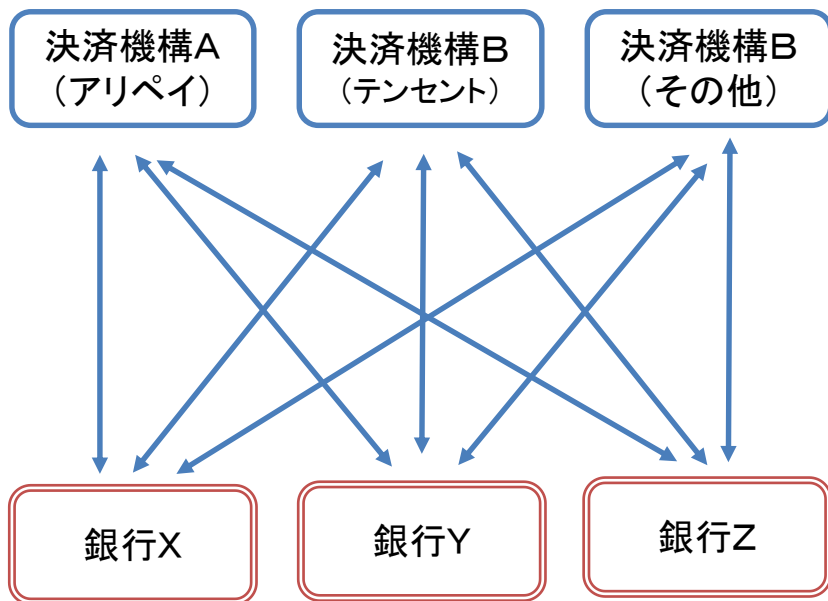
第三者決済サービスの規制強化① 統一決済機関創設

第三者決済サービスが急速に拡大するに従い、中央銀行の監視が届かない（資金流通量の把握ができない、マネロンのリスク）などの指摘があった。こうしたことを背景に、中央銀行である中国人民銀行が主導し、「第三者決済機構」と「銀行」の間を統一的に仲介する決済機関の設置を決定。

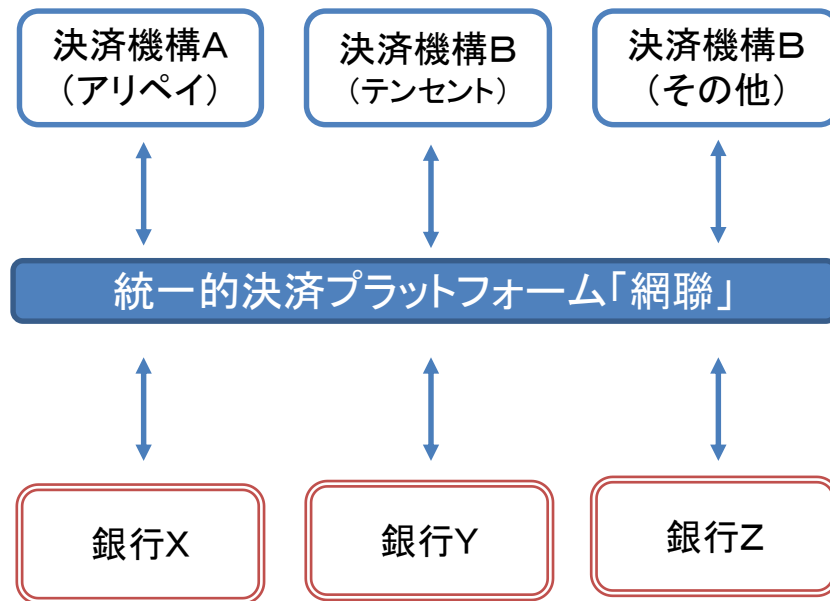
中国人民銀行は、2017年8月に公布した規則で、第三者決済機構と銀行間の資金決済は2018年6月までに統一された資金決済機構である「**網聯**」（次ページ）を通じて行うことを求めた。

これにより、小規模な第三者決済期間でも多数の銀行と契約しデータの接続を行う必要がなく、網聯とだけ接続すればよいとしている。

現在の決済機構と銀行間の決済
個別の決済機構が個別に銀行と決済



2018年6月以降の決済機構と銀行間の決済
統一的な決済プラットフォーム「網聯」を通じて決済



第三者決済サービスの規制強化① 統一決済機関創設

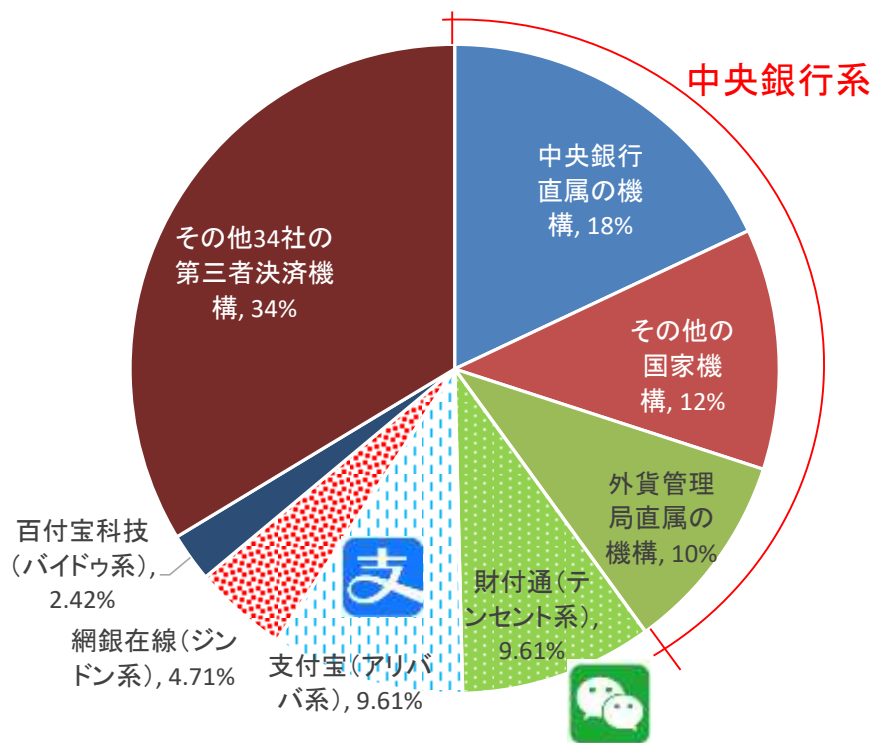
第三者決済サービスで銀行と第三者決済機構をつなぐ「網聯」は中央銀行とアントファイナンス、テンセント等の有力な第三者決済機関などが共同して設置。

2016年8月からアリババ、テンセント、バイドゥ、ジンドンなどのベンダーから100人以上が集められシステム構築を開始。

2017年6月から銀行と第三者決済機構の間の決済を順次「網聯」経由に移行開始し、2018年6月までに移行完了した。

「網聯」の株主構成

中央銀行系が約40%、その他主要第三者決済機構が株主



「網聯」の規模・求められる処理能力

主要第三者決済機構と主要銀行が加盟

(2017年12月末までの加盟予定企業数)

加盟銀行	約200社
加盟第三者決済機構	約40社

(第三者決済の業務量の例 2016年)

取引数	5・2億件/日
取引額	99兆元/年 (約1700兆円)

ピーク業務量の例(2016年)

11月11日の支付宝のピーク 12万回/秒
春節紅宝※の財付通のピーク 20万回/秒
※旧正月に一人が投稿したお年玉を複数人でとりあうゲームのようなもの。

※ 上記の支付宝、財付通の決済は、銀行が関係しないものを含む。

第三者決済サービスの規制強化② 決済額の制限

○ 中央銀行による「バーコード支払業務規範（試行）」の交付 2017年12月

中国人民銀行（中央銀行）は、2017年12月に「バーコード支払業務規範（試行）」を公布した（併せて「バーコード支払安全技術規範（試行）」を公布。2018年4月から施行。

(1) セキュリティの状態に応じた1ユーザーの1日当たりの決済限度額

リスク防止能力（認証キー種類）	具体的な認証例	1ユーザーの1日当たりの決済上限額
① 認証キー2種類以上 (デジタル証書 or 電子サインを含む)	デジタル証書（または電子署名） + 指紋認証 + 6桁パスワード	顧客と決済機関の合意に 基づき決定（無制限）
② 認証キー2種類以上 (デジタル証書 or 電子サインを含まない)	指紋認証 + パスワードの組み合わせ	5000元 (8.5万円)
③ 認証キー1種類	指紋認証 or パスワードどちらか1種類	1000元 (1.7万円)
④ 静的パスワードのみ使用	店舗が張り出す静的バーコードを 読み込むことでの決済	500元 (8500円)

- ・ そのほか決済のセキュリティに関する要件などを規定。

(2) バーコード支払いののちに、店舗側端末、支払側端末（スマホ）に取引概要（金額、提供業者名等）を明示する。

(3) 特約業者（バーコード決済利用の小売店、飲食店等）の信用管理

- ・ 決済機関が特約業者を開拓する時には、（政府の管理する）ブラックリストに掲載されていない事業者であることを確認する。ブラックリストに掲載された事業者は特約業者から外す。
- ・ 決済機関は、特約業者の基本情報を中国支払精算協会などに報告・送信する。
- ・ 決済機関は、特約業者のエリア、業界、規模、資金信用状況などをもとに、リスク評価を行う。25

○ 中央銀行による「中国人民銀行弁公庁の支払寄稿の顧客預金の全てを集中預託する関連事項に関する通知」の交付 2018年7月

- 第三者決済のユーザーが第三者決済機関に預け入れている金額の100%に相当する額を、第三者決済機関は中央銀行に預託しなければならない。
- 経過措置として、通知が発表された2018年7月以降、預託率を徐々に引き上げ、2018年1月14日に100%の預託を実現する。
- 預託金には利子は付されない。

インド・東南アジアを中心に、中国のモバイル決済が海外展開を加速

第三者モバイル決済の海外展開

第三者モバイル決済の海外展開の傾向

アリペイとウェイシンペイは、ともに中国国外の市場にも進出。

アリペイの海外進出は、大きく分ければ1 日本や欧米諸国向けと2. インド・東南アジアで以下のような傾向がある。

1. 日本や欧米諸国

- ・ 日本
- ・ 欧州
- ・ 米国 等

- ・ 中国のアリペイユーザーが海外旅行時等に現地での決済手段を提供。

- ※ 基本的に、現地住人は近所の店でアリペイのサービスを使わず、使えるのは中国からの観光客等。
- ※ 日本では、主要コンビニ、家電量販店、ドラッグストアなど中国からの旅行者が多い店舗の多くでアリペイ・ウィチャットペイが利用可能に。

2. インド・東南アジア等

- ・ インド
- ・ パキスタン
- ・ バングラディシュ
- ・ タイ等

- ・ 現地の地元通貨による決済を主に現地の人々に提供する。

- ※ アリペイやウェイシンペイはICカードリーダーやクレジットカードリーダーのような特別な機器が不要であり、インフラが未整備な途上国で普及が進む可能性が高い。
- ※ また、クレジットカードなどのような他のキャッシュレスサービスが浸透していない地域では、スマートフォンを起点とした新たなキャッシュレスサービスとして広がる余地が大きい。

北極圏のサンタクロースハウス



フィンランドの北極圏にあるサンタクロースハウスでは、中国人旅行者向けにアリペイが使える表示がある。ここでフィンランド人はアリペイを使えない。

次ページ

アリペイの海外現地通貨決済サービスへの展開

アントファイナンスはアジア9か国・地域のモバイルペイメント事業者に対して出資などを通じて提携。自社のモバイルペイメントの技術やノウハウを提供し、現地の通貨の決済需要を取り込んでいる。

エリア別の状況(報道をまとめたもの)

- | | |
|------------------|---|
| インド | <ul style="list-style-type: none">アリペイは2015年1月にPaytmに資本・技術提携し2015年中に40%の株取得。以降、Paytmの電子財布サービスは、2017年3月までに、ユーザー2千万から2億人に、1日取引量は820万件に拡大。(インドの高額紙幣廃止も、同社のユーザー拡大に影響したとされる。)2020年4月の口座数は5.7億にまで拡大したとしている。 |
| 韓国 | <ul style="list-style-type: none">韓国で9割以上のシェアを持つチャットアプリ「カカオトーク」の傘下のカカオペイに対し、2017年2月にアリペイが2億ドル出資。 |
| フィリピン | <ul style="list-style-type: none">2017年2月に同国最大の電子財布サービス「Gcash」を運営するMyntに対して出資することを合意。Mynt傘下には、個人・小規模企業向けに貸し付けを行うFuseLendingも存在。Gcashの2019年11月時点の口座数は800万をこえるとしている。 |
| タイ | <ul style="list-style-type: none">2016年11月に、アリババとタイのAscendMoneyは戦略的協力を締結。AscendMoneyのTrueMoneyは、2019年11月時点で、ミャンマー、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ベトナムで4000万人の口座を有し、うちタイでは840万人の口座を有するとしている。 |
| インドネシア | <ul style="list-style-type: none">アントファイナンスは、2017年4月にインドネシアのメディア大手であるEMTEKと戦略提携。PT Espayを設立し電子財布サービスDANAを開始。2019年7月時点で、DANAは2000万の口座にまで成長。 |
| バングラディッシュ | <ul style="list-style-type: none">2018年5月に、アントファイナンスはバングラディッシュの電子マネー企業「bKash」と提携。2020年4月にはbKashは5000万口座に達したとしている。 |

アリペイの海外現地通貨決済サービスへの展開

アリペイはアジア9か国・地域のモバイル決済事業者に対して出資などを通じて提携。自社のモバイル決済の技術やノウハウを提供し、現地通貨の決済需要を取り込んでいる。

中国大陸以外での現地通貨決済サービス利用者数（口座数）は約7億人に達している。アリペイのユーザー数は世界で2019年1月に10億人前後としており、この数に近づきつつある。

アントファイナンスが出資などを通じて提携する国外モバイル決済サービス 9か国・地域



パキスタンの利用者数は2019年1月の報道に基づく。

なお、パキスタンでは、「310モデル」（後述）に類似の小口融資事業も開始。

フィンテック企業がビッグデータを活用して中小零細向け融資を活性化

中小企業貸し出しへの応用

注：以下のページでは、アントファイナンス等の小口融資の動向・不良債権比率などの記述がある。
2020年1月以降の新型コロナの流行やそれに伴う小売店・レストラン等の営業縮小は、不良債権比率に何らかの影響があったと考えられるが、以下のページは2019年までのデータをもとに記載している。

民間企業に回らない銀行融資

2018年半ばからの景気後退の際に、民営企業への融資等が十分ではないとの議論があった。実際に、中国の民営企業は、経済活動の6割を占めるとされるが、中国の銀行貸出し先の中では25%にとどまっている。また民営企業向け利率は国営企業向けより高く設定されるとされる。

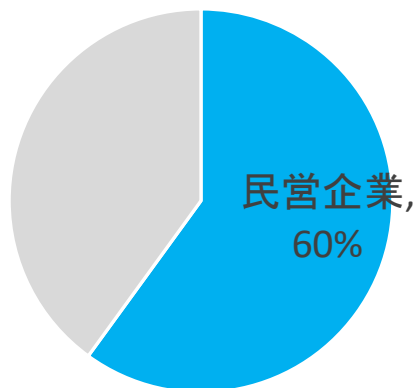
(一二五目標)

- 2018年11月8日に中国銀行保険監督委員会が3年後に銀行の民営企業向け貸出しを5割にする目標を発表。銀行融資に占める民営企業向け貸し出しを3年後の目標を以下のようにする。

① 大型銀行 3分の1以上、②中小型銀行 3分の2、③銀行全体 5割以上

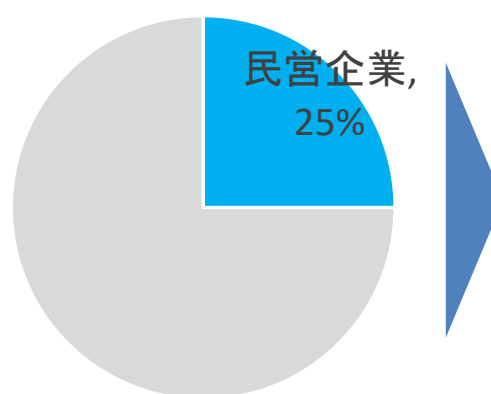
経済活動の中の民営企業の割合

(現状)

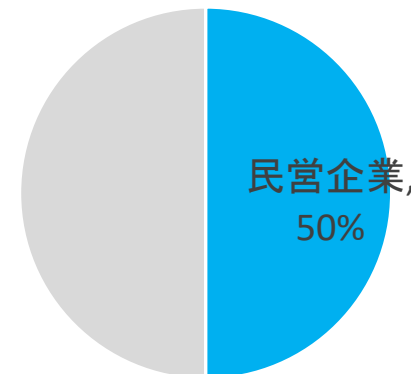


銀行貸出に占める民営企業の割合

(現状)



(3年後:目標)



- ただし、こうした民間向け融資の増加目標は、民間企業向け融資のノウハウがないまま実施されると結局不良債権が増えるのではないかと懸念が専門家から出された。
 - これまで民営企業や中小企業向けの融資の比率が小さかった4大国有銀行と招商銀行への影響が大きい(シティグループ)。
 - (無理に民営企業向け融資を増やすと)不良債権が1.1兆元(17兆円)から2兆元(30兆円)増加する可能性(UBS)。
- 銀行保険監督委員会は、後日この1 2 5目標は強制ではないと訂正した。ただし、引き続き商業銀行は民営企業への貸出しのノウハウに乏しく、特に中小企業への資金提供が継続的な課題となっている。32

モバイルペイメントのビッグデータを用いたリスク分析

アントファイナンスは、アリペイの使用履歴やローンの状況などの情報から、アリペイユーザー個人の信用力を数値化し「**芝麻信用**」として提供。

芝麻信用のスコアが高い個人は、無担保での借り入れの限度額が高く設定されるなど、多くのメリットが提供される。また、この方法では、過去に借り入れ履歴や継続した収入がない大学新卒者や個人事業主にも、ほぼ審査時間ゼロで融資を行うことが可能となっている。

1 信用評価の基準

① 個人情報

実名登録、学歴などの信頼できる情報があるか。

② 支払能力

個人信用情報、クレジットカードの使用履歴、返済履歴等

⑤ 行動

日常の買物消費、お出かけ、送金、金融商品の利用、電気水道ガスの利用状況



③ 信用履歴

個人信用情報、クレジットの利用履歴、返済履歴等

④ 人脈・人間関係

豊富な人脈がある
芝麻信用が高い人との交友関係

2 評価実施・ランク分け

ポイント	ランク
950~700	最高
700~650	優秀
650~600	良好
600~550	中等
550~350	比較的悪い

3 評価結果に応じたサービス



金融

クレジットや消費者ローンの貸出限度額引上



シェア自転車

デポジットなしで乗られる



民泊

泊まれる物件が増える
借りる条件が良くなる

シンガポールのビザが取りやすくなる

ホテルのチェックイン手続きが簡易化される

アントファイナンスはアリペイの決済履歴を使った小口貸し出しを開始

アントファイナンスはビッグデータなどの分析を通じて与信判断を行う小口貸し出しを開始。申し込み手続きに3分、審査は1秒、与信に関与する人員は0人として「3 1 0モデル」として広報。

通常の銀行貸し出しの際には、過去の貸出履歴や財務諸表などを参考に与信を判断する。アントファイナンスの貸し出しでは、貸出履歴のない中小企業や大卒者なども、過去の決済履歴などのデータを用いて与信判断可能であるとしている。

3 1 0

貸し出しの申込みに
必要な時間は3分

審査は1秒

手続きに関わる
人数は0人

財務諸表のない中小
零細企業や貸出履歴
がない新卒社会人な
どもにも与信審査がで
きる

< 2018年末時点までの網商銀行での小口貸し出しの実績 >

- 2018年末の貸出企業は累計**1277万企業**。(2016年末277万企業、2017年末571万企業)
- 貸出先の8割はサービス業(担保となる資産が少なく、与信判断が難しいとされる)。
- 2018年末までの累計貸出額は**2兆元(32兆円)**。
- 企業当たり貸出額は**2.6万元(40万円)**。45%の貸し出しが5万元(80万円)以下。
- 平均貸出期間は**107日**。1年に平均7.6回借りる。
- 貸出案件の**99%**は、期間内に返済される。

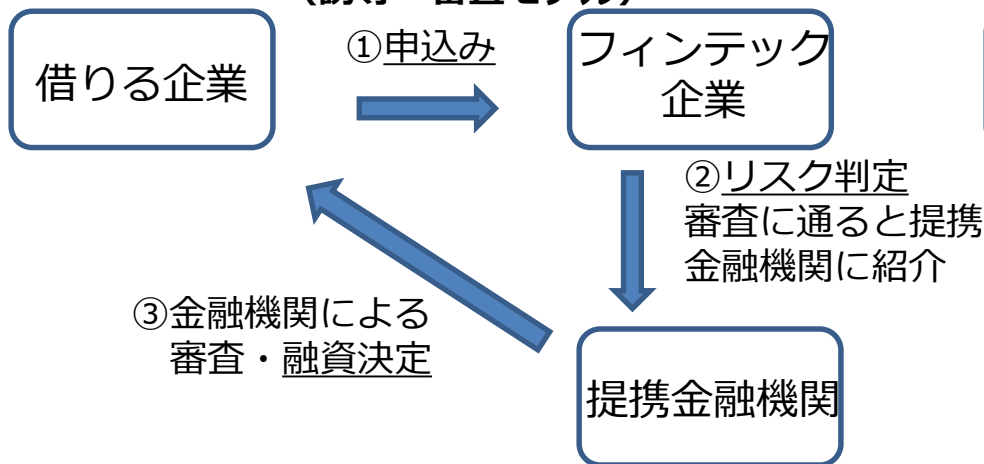
フィンテック企業の融資支援モデル 1

フィンテック企業は、ビッグデータの分析などをもとに高い与信判断能力をもつほか、独自に提供するペイメントサービスなどを窓口として多くの顧客と接するチャンネルを有している。こうした能力を活かして融資を受けようとする個人・中小企業の窓口となり、ビッグデータを使った与信審査を行い、提携金融機関に融資先候補として紹介する事業が広がっている。

(フィンテック企業を通じた貸し出しステップ)

- ① 融資を受けようとする顧客はまずフィンテック企業のサービスを通じて融資の申込みをする
- ② フィンテック企業がビッグデータ分析等により貸し出しリスク判断し、提携金融機関に紹介
- ③ 金融機関側が再度与信の審査を行い、
 - 1) 金融機関が単独で融資する (誘導・審査モデル)
 - 2) 金融機関と紹介したフィンテック企業が共同融資 (共同融資モデル)

フィンテック企業が借り手の紹介・審査だけを行うモデル (誘導・審査モデル)

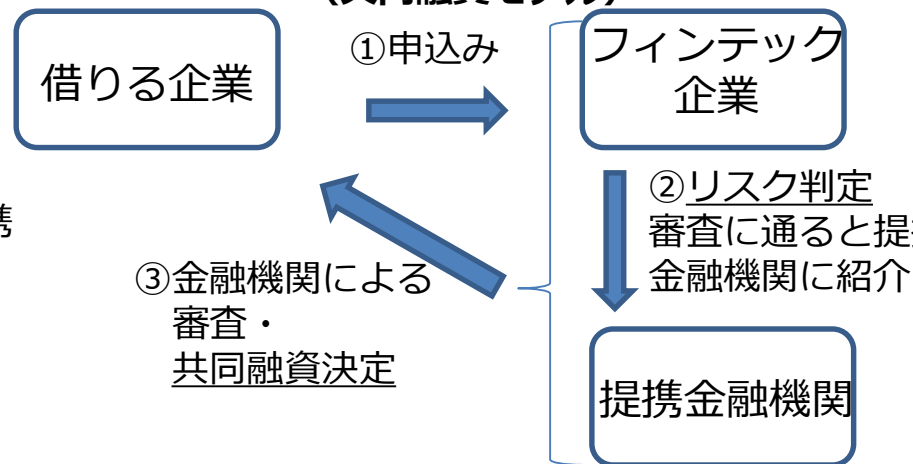


※フィンテック企業は紹介料・審査情報提供料として利息の一定割合を受け取る。
アントファイナンスの場合には、利息利益の中のアントの取り分は30～35%程度とされる。

このページの参考資料 :

財新 2019年10月28日号「2兆元の共同貸出しの挑戦」

フィンテック企業が融資も一部を行うモデル (共同融資モデル)



※ フィンテック企業の貸し出し割合は1～20%とされる。
※ フィンテック企業の融資の割合がゼロに近づくと、「誘導・審査モデル」と同じになるとの指摘もある。
※ テンセント傘下の微衆銀行は、当局の指導により共同融資中の自社割合を20%まで引き上げ、このためピーク時は54000億元あった貸出しが2500億元まで低下。

豊富な顧客へのチャンネルとビッグデータ分析による融資審査の支援のモデルは、2兆元程度の残高の中で、アントファイナンスが1兆円の残高を持ち、テンセントが2500億元、平安普惠3000~4000億元とされ、巨大フィンテック企業が中核を占めるとされる。

アントファイナンスは既に400社の金融機関と提携し、提携金融機関もアントファイナンス等のビッグデータを用いた融資判断を利用できることから持ちつ持たれつの関係にある。一方で、金融機関のコア業務である与信判断が外部委託されブラックボックスになっているのではないかなどの声もある。

共同融資・貸出サポートモデルの メリット

- ・ ビッグデータの分析に必要な大量のITエンジニア等専門人材を有しない中小金融機関でも、小口貸し出しが容易になる。
- ・ 1~2人の中小企業や大学新卒等の個人は、融資判断の材料となる貸出・返済履歴や財務諸表などがなく、貸し出しが難しかった。この方法では様々なビッグデータを用いて貸し出しの判断が容易になる。

共同融資・貸出サポートモデルの 論点

- ・ 中央銀行は与信判断業務を外部委託することを禁止しているが、フィンテック企業が最初の審査を行うことは**与信判断の外部委託となるか。**
- ・ 金融機関にとってフィンテック企業がビッグデータを使って行う**融資の判断がブラックボックス**になっていないか。

このページの参考資料 :

財新 2019年10月28日号「2兆元の共同貸出しの挑戦」

財経 2019年 8月 5日号「最初の借り入れは難しいか？アリペイが中小零細企業の苦痛を緩和」

多数の金融機関から信用情報を収集する「百行征信」



(1) 「百行征信」の設立

特定のフィンテック企業以外の金融機関も与信判断の際に利用できるビッグデータを収集する取り組みが始まっている。

2018年3月に、個人の信用情報を収集する民用金融機関8社（アントファイナンスやテンセント征信等）と中央銀行傘下の「中国インターネット金融協会」は、「百行征信」を設立。様々な金融機関などから多様な信用情報を収集し、金融機関に与信判断のために提供するとしている。

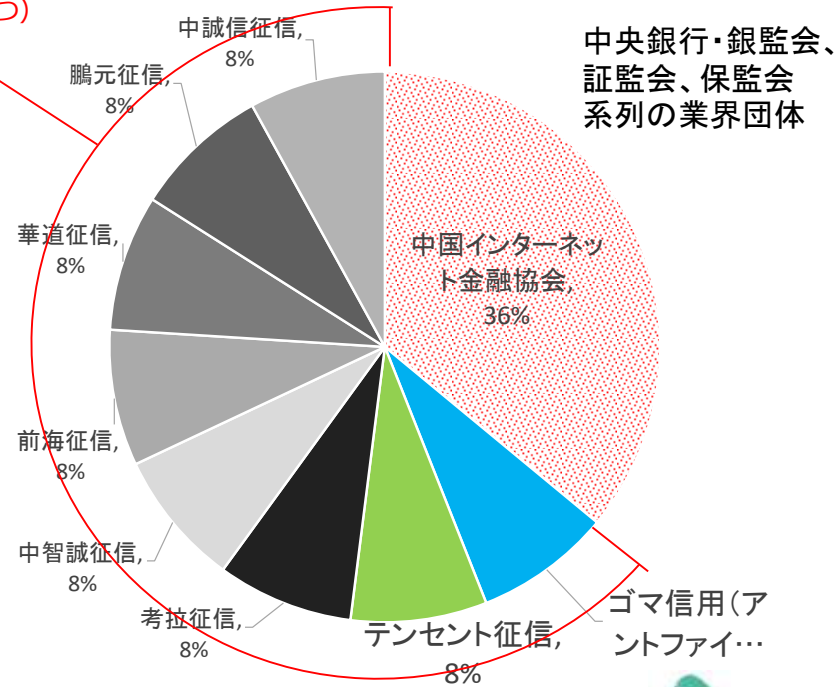
2019年にはすでに多くの金融機関から信用情報を収集しているとしているが、2019年11月の時点では、株主のアントファイナンスからアリペイの決済データは提供されていないと報道された（次項）。

「百行征信」の経緯

- 2015年1月
 - ・ 個人信用情報業務を行う8社が認可される。
- 2016年3月
 - ・ 中央銀行・銀監会・証監会・保監会によって「インターネット金融協会」が設立。
- 2018年2月
 - ・ 中央銀行が「個人信用業務機構の許可情報公示表」を発表。百行征信の個人信用業務申請書を通させる。
- 2018年3月
 - ・ 「百行征信」が深センで登記される。
- 2018年5月
 - ・ 百行征信の設立式典が開催される
 - ・ 重慶バイドゥ少額ローン、東風プジョーシトロエン自動車金融等15社と信用情報の共有契約を行う。
- 2018年10月
 - ・ 重慶バイドゥ少額ローン等が百行征信のシステムにアクセステスト。

個人信用業務を行う8社
(株式8%ずつ)

「百行征信」の株主構成
民間信用評価企業8社が含まれる



多数の金融機関から信用情報を収集する「百行征信」



(2) 百行征信の業務

- 最先端のデータ処理技術を利用して、個人と企業への貸し付けに関する担保情報・負債情報の収集
- 貸付業務を行う主体に対し（貸付先の）信用情報を提供
- 個人信用商品などの分野での国家標準・国際的ベンチマーク・業界モデルを検討する

① 信用情報の「孤島問題」を解決する

- 金融信用情報が個別の企業に分散しており、それぞれが部分的な領域のみカバーしている。また相互接続されていない。
- 百行信用は、信用情報機関の情報共有を促進し、機構間の「情報孤島問題」に対して、信用情報の統合とそれによる利用を実現する。

② 伝統的金融が対応を難しい分野をカバーする

- 「ロングテール（小規模・多数の顧客）」の顧客は信用情報が少なく、伝統的金融が対応が難しい領域。
- こうした信用主体も対象として営業を行う。

(収集する信用情報)

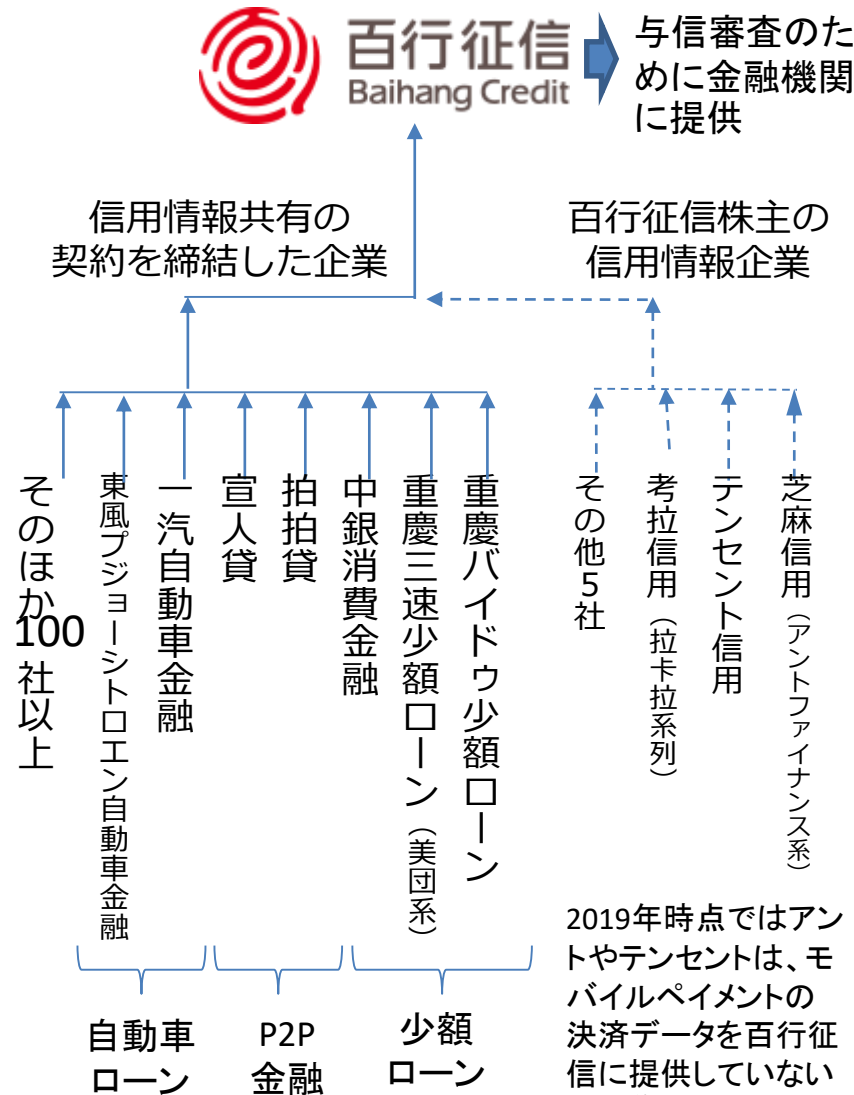
- 伝統的な信用情報（貸出履歴、負債総額等）
- そのほか様々な信用評価製品

③ 信用情報の収集ルート

- 個別に契約したP2P金融事業者、少額ローン事業者、自動車ローン事業者等から貸し出し情報を収集。

出所 百行征信HPに掲載された百行征信設立セレモニー（2018年5月23日）に関する記事などから作成

百行征信の信用情報収集ルート



2019年時点ではアントやテンセントは、モバイルペイメントの決済データを百行征信に提供していないと報道されている。